2⑴土地　北秋田市五味堀字柏木岱家ノ下125番田　1043平方メートル
⑵登記年月日番号　秋田地方法務局大館支局明治33年４月28日受付第240号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治33年４月25日設定
小作料　米１ヶ年７斗８升６合
支払期　毎年12月25日限り
存続期間　明治33年４月25日より明治83年４月24日迄50ヶ年間
特約　該土地に係る諸租税金公費は小作人負担し若し小作料及税金滞納の時は永小作権消滅
永小作権者　北秋田郡前田村五味堀２番地　若松菊松
共同目的物件　北秋田郡森吉町五味堀字山崎２５番１、２６番の土地
3⑴土地　北秋田市五味堀字柏木岱家ノ下127番田　964平方メートル
⑵登記年月日番号　秋田地方法務局大館支局明治33年４月28日受付第240号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治33年４月25日設定
小作料　米１ヶ年７斗８升６合
支払期　毎年12月25日限り
存続期間　明治33年４月25日より明治83年４月24日迄50ヶ年間
特約　該土地に係る諸租税金公費は小作人負担し若し小作料及税金滞納の時は永小作権消滅
永小作権者　北秋田郡前田村五味堀２番地　若松菊松
共同目的物件　北秋田郡森吉町五味堀字山崎２５番１、２５番の土地

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和７年（家）第１０１８号
埼玉県久喜市鷲宮９５－７
申立人　濱野　智
本籍埼玉県さいたま市大宮区仲町一丁目１１番地
最後の住所インドネシヤジャカルタ市イズガンダルシヤ通３－４１９
不在者　濱野　鄰子
大正８年１１月３日生
届出期間満了日　令和９年２月２８日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第４５０号
岡山県倉敷市玉島道口２７０９番地１
申立人　澤根　幸子
本籍岡山県倉敷市玉島道口２３９５番地
最後の住所岡山県倉敷市玉島道口２７０９番地１
不在者　澤根　弘正
昭和１７年１２月２８日生
届出期間満了日　令和９年２月８日
岡山家庭裁判所玉島出張所

令和８年（家）第４８７号
千葉県市原市南国分寺台５丁目３番地２１
申立人　桑野　直久
本籍千葉県市原市南国分寺台５丁目１１番地３
最後の住所千葉県市原市南国分寺台５丁目１１番地３
不在者　桑野　政明
昭和２２年３月２２日生
届出期間満了日　令和９年２月８日
千葉家庭裁判所

令和８年（家）第１８１号
滋賀県近江八幡市小船木町745番地109
申立人　吉岡　拓也
本籍滋賀県近江八幡市小船木町745番地109
最後の住所滋賀県近江八幡市小船木町745番地109
不在者　吉岡有紀子
昭和57年３月12日生
届出期間満了日　令和９年２月８日
大津家庭裁判所彦根支部

令和８年（家）第３１６５号
大阪府東大阪市日下町一丁目１番２９号
申立人　平野　誠治
本籍大阪府東大阪市日下町一丁目１番
最後の住所大阪府東大阪市日下町一丁目１番２９号
不在者　平野　邦子
昭和18年10月15日生
届出期間満了日　令和9年2月8日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第３６３号
香川県丸亀市飯山町真時７７の３
申立人　小林　渉
本籍香川県丸亀市飯山町真時１１７番地
最後の住所神戸市灘区水道筋６丁目２番１６号　メゾン８８　５０２号室
不在者　小林　大祐
昭和57年８月９日生
届出期間満了日　令和９年２月８日
神戸家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第９３５号
本籍奈良県御所市大字元町10番地69
最後の住所東京都東村山市秋津町5丁目21番地54コーポ秋津206
不在者　花岡　正夫
昭和28年7月1日生
令和8年10月1日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部
裁判所書記官

令和８年（家）第３２５９号
国籍中国
最後の住所中国以下不詳（日本国内での最後の住所　埼玉県比企郡小川町大字上横田365－4)
不在者　任　偉萍（ＲＥＮ　ＷＥＩＰＩＮＧ）
西暦1962年1月27日生
令和8年10月2日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１０００２号
本籍秋田県由利本荘市矢島町立石字軽井沢22番地
最後の住所秋田県由利本荘市矢島町元町字大川原64番地３
不在者　佐藤　作美
昭和18年12月15日生
令和８年10月１日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所本荘支部
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（へ）第１号
千葉県松戸市六実５丁目８番地の８
申立人　冨樫　喜代美
権利を争う旨の申述の終期　令和８年８月３１日
令和８年９月１４日
松戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地１　松戸市六実五丁目８番８
宅地　162.82平方メートル
⑵土地２　松戸市六実五丁目８番２３
宅地　36.02平方メートル
⑶登記年月日番号　千葉地方法務局松戸支局昭和３９年４月２１日受付第6412号
⑷登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定登記
原因　昭和３９年３月１７日債務弁済契約同日設定
債権額　金４８万円
債務者　東京都大田区入新井二丁目８７番地　富樫　喜義
抵当権者　東京都北区稲付町三丁目１０７番地　西谷　ヒデ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１７４３号
千葉県市原市根田１丁目１番地４
債務者　鈴木管工有限会社
代表者代表取締役　宮代　忠明
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係